

第 6 章 中央卸売市場

1 中央卸売市場の役割

私たちが快適な日常生活を営む上で欠くことのできない生鮮食料品等の生産と消費を結ぶパイプ役として、卸売市場法に基づき地方公共団体（都道府県，人口 20 万人以上の市）が農林水産大臣の認可を受けて開設したのが中央卸売市場である。

中央卸売市場は，開設区域内における生鮮食料品等の流通を確保するための中核的拠点となるのはもちろんのこと，開設区域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも貢献するといった重要な役割を担っている。

また，中央卸売市場の機能としては，次のようなものが挙げられる。

(1) 集荷，分荷機能

生産者及び出荷者からの集荷，消費者への分荷配給の接点として，また，生産者と消費者を結ぶ流通の中核的拠点としての重要性を持っている。生産，消費，小売などの客観情勢の変化に対応した委託または買付による品揃えはもちろんのこと，大量集荷したものを迅速に分荷する。

(2) 価格形成機能

生鮮食料品や花きは，その特性，特に鮮度の問題があるので，高く売りたい生産者と安く買いたい小売業者等という利害相反する両者が迅速に納得する価格を決定する。

(3) 決済機能

販売代金の迅速，確実な決済を行うため，定められたルールに基づいて，仕切，精算を迅速円滑に処理する。

(4) 情報伝達機能

卸売予定数量や販売結果等を速やかに公表するほか，需給に関する情報を収集し，川上である生産者や川下である小売業者等にそれぞれ伝達する。

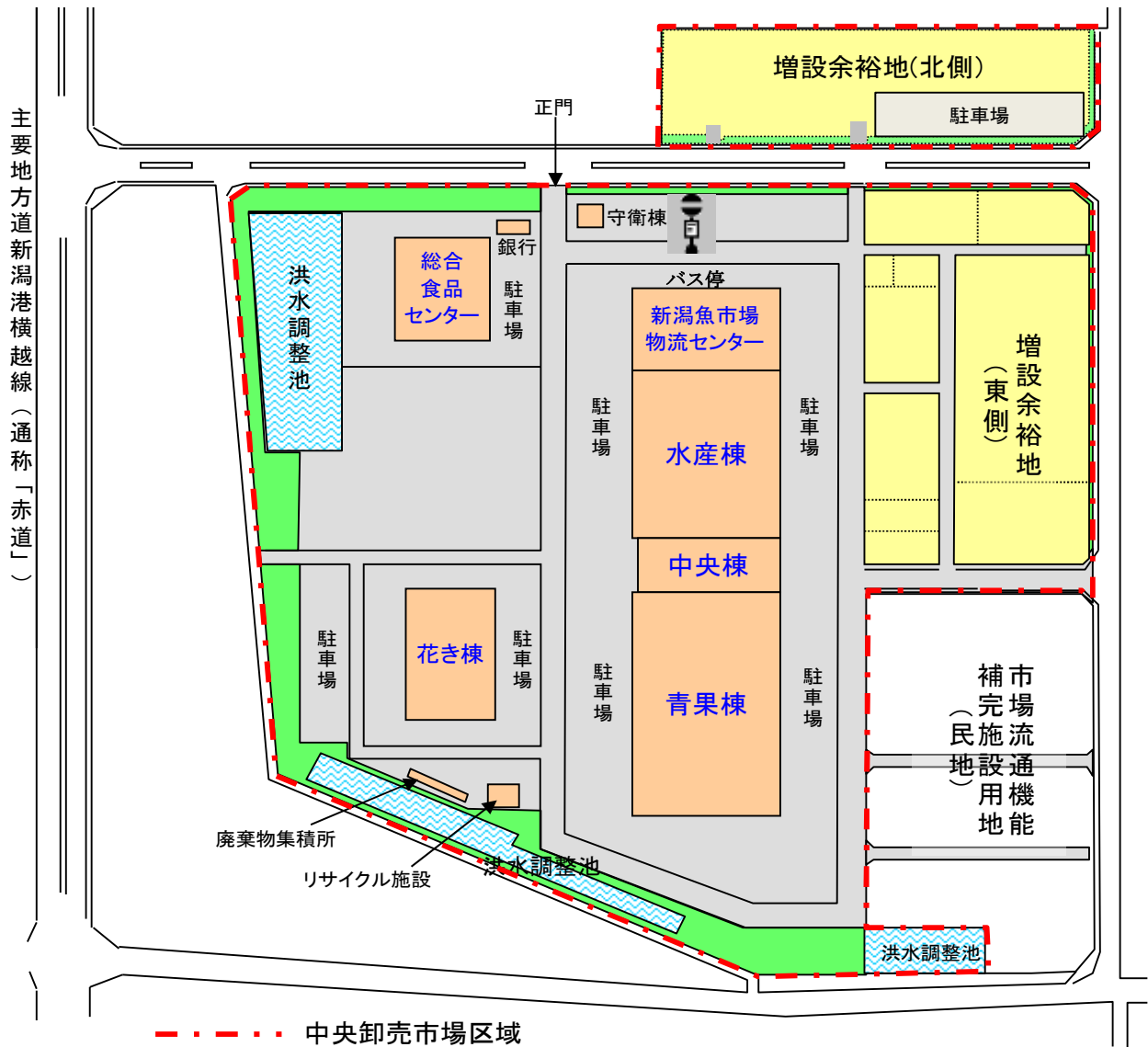
2 当市場の概要

- | | | |
|-------------|---|---|
| (1) 所在地 | 新潟市江南区茗荷谷 711 番地 | |
| (2) 敷地面積 | 267,637 m ² | |
| (3) 開設認可年月日 | 昭和 39 年 9 月 12 日 | |
| (4) 業務開始年月日 | 昭和 39 年 10 月 1 日 ※新市場移転年月日 平成 19 年 5 月 21 日 | |
| (5) 開設者 | 新潟市 | |
| (6) 取扱品目 | 青果部 | 野菜，果実及びこれらの加工品並びに市長が定める加工食料品 |
| | 水産物部 | 生鮮水産物及びこれらの加工品並びに市長が定める加工食料品 |
| | 花き部 | 花き |
| (7) せり開始時刻 | 青果部 | 午前 6 時 |
| | 水産物部 | 午前 5 時 |
| | 花き部 | 午前 8 時（ただし，6 月 1 日から 9 月 30 日までの火曜日及び土曜日は午前 7 時 30 分） |
| (8) 開設区域 | 新潟市 | |

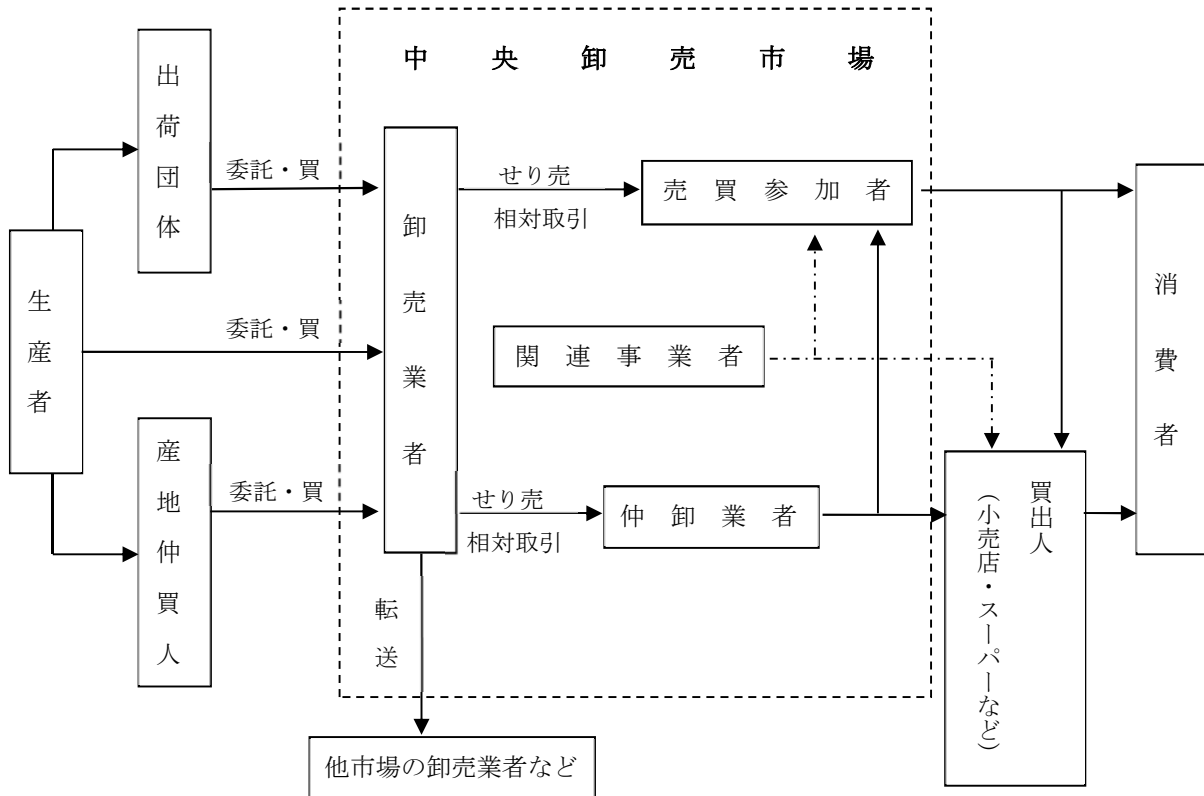
(9) 主要施設の面積

名称	面積(㎡)	概要	名称	面積(㎡)	概要
卸売場 (合計 13,279㎡)	7,080	青果棟(1業者)	買荷保管・積込所地 (合計 7,555 ㎡)	3,593	青果棟
	4,733	水産棟(2業者)		2,450	水産棟
	1,466	花き棟(1業者)		1,512	花き棟
仲卸売場 (合計 5,165 ㎡)	1,676	青果棟(16業者)	廃棄物処理施設	80	処理能力 1t/24h
	2,903	水産棟(16業者)	リサイクル施設	200	処理能力 0.2t/h
	586	花き棟(3業者)	駐車場	70,625	
関連商品売場	6,246		管理事務所	5,416	
業者事務所	8,303		屋根付通路	4,000	

(10) 施設配置図



3 流通のしくみ



(1) 開設者（新潟市）…農林水産大臣の認可

施設の維持・管理，取引業務の指導・監督，価格等の情報提供を行い，適切な市場運営を図る。

(2) 卸売業者（青果部1社，水産物部2社，花き部1社）…農林水産大臣の許可

全国各地の生産者等から集荷した生鮮食料品等を，せり売又は相対取引により仲卸業者や売買参加者に販売する。

(3) 仲卸業者（青果部16社，水産物部14社，花き部2社）…市長の許可

卸売業者から仕入れた大量の生鮮食料品等を市場内の店舗で仕分けして，売買参加者や買出人に販売したり，スーパーなどに配送をしたりする。

(4) 売買参加者（青果部130社(人)，水産物部93社(人)，花き部147社(人)）…市長の承認

小売商，加工業者等のうち，卸売業者との取引に参加する資格を持っている者で，卸売業者又は仲卸業者から直接仕入れ，消費者に販売したり，加工食料品等を製造したりする。

(5) 関連事業者（32業者）…市長の許可

市場機能の充実や市場を利用する人達の便宜をはかるため，市場内に店舗を設け，運輸業，物品販売業，金融業，理容業，食堂等を営業している。

(6) 買出人

卸売業者との取引に参加する資格を持たず，仲卸業者や関連事業者から必要な品物を仕入れ，小売店，スーパーマーケット，飲食店，旅館等を営む人達である。

注記：「3 流通のしくみ」の記載内容は令和2年6月20日までのものであり，令和2年6月21日に新潟市中央卸売市場業務条例が全部改正され一部内容が変更になります。

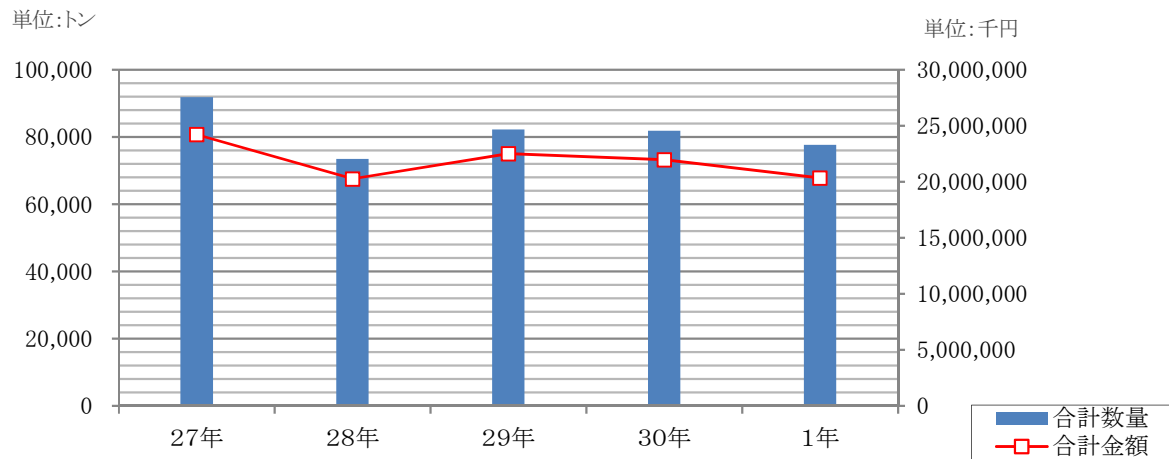
4 令和元年度 市場取扱状況（推移）

（青果部）

令和2年3月31日現在

	野 菜	果 実	加工品その他	合 計
数 量 （ト ン）	51,510	25,919	193	77,623
金 額 （千円）	11,835,545	8,316,683	186,648	20,338,876

※金額は消費税を含む

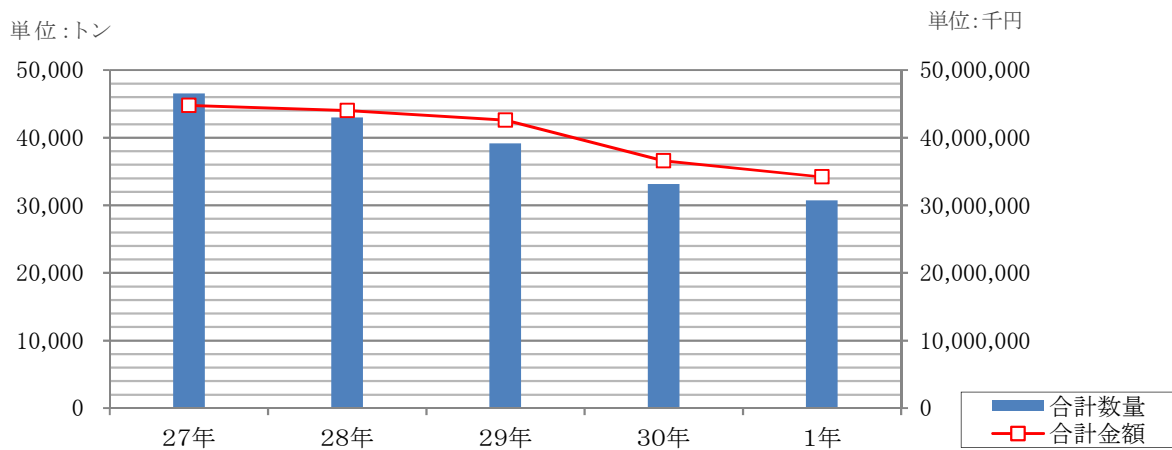


（水産物部）

令和2年3月31日現在

	生鮮水産物	冷凍水産物	塩干・加工品その他	合 計
数 量 （ト ン）	14,914	8,825	6,954	30,693
金 額 （千円）	14,463,398	10,226,544	9,510,111	34,200,053

※金額は消費税を含む



(花き部)

令和2年3月31日現在

	切 花	鉢 物	合 計
数 量 (千本) 数	38,404	—	38,404
量 (千鉢)		1,388	1,388
金 額 (千円)	2,498,192	291,758	2,789,950

※金額は消費税を含む

